

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
協力会員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う事業に関して協力会員を派遣することにより地域福祉の向上をめざすことを目的に設置する。

(対象事業)

第2条 協力会員を派遣する事業の対象は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 精華町外出支援サービス事業
- (2) 精華町障害児者移送サービス事業
- (3) 高齢者ふれあいサロンへの派遣
- (4) 精華町介護予防事業
- (5) その他第1条の目的を達成するための事業

(要件等)

第3条 協力会員は、心身ともに健康で概ね70歳までの人とする。

2 前条の協力会員に必要な資格等については、別に定める。

(遵守事項)

第4条 前条に規定する協力会員は次の各号の全部を遵守するものとする。

- (1) 個人的な宗教活動あるいは選挙活動を行わないこと。
- (2) 活動上知り得た秘密事項及び第2条に規定する事業対象者の不利益となる事項を登録中及び登録終了後も他に漏らさないこと。
- (3) 本会の金品を私用に供し、又は第2条に規定する事業対象者及び関係者等から不当に金品を借用し若しくは贈与を受ける等不正行為を行わないこと。
- (4) 本会及び第2条に規定する事業対象者宅等において、危険物及び有害物質を携帯しないこと。

(登録・更新)

第5条 第2条に規定する事業の協力会員の登録を希望するものは、協力会員登録申請書（別記様式第1号）を本会に提出し、本会は登録内容を確認した上で、協力会員に対して速やかに協力会員登録決定通知書（別記様式第2号）を交付しなければならない。

2 協力会員に登録した者のうち、継続して活動を希望する者は、毎年更新申請書（別記様式第4号）を本会に提出しなければならない。

（活動）

第6条 協力会員の活動は、本会からの協力会員派遣依頼書（別記様式第3号）をもって活動するものとする。

（活動報告）

第7条 第2条に規定する事業の活動終了後、協力会員は別に定める活動報告書を記入し、本会に提出するものとする。

（実費弁償）

第8条 第2条に規定する事業の活動終了後、本会は協力会員に対して実費弁償費を支払うものとする。

2 同条第1項に規定する実費弁償費の支払額については、別に定める。

3 第2条の事業の打ち合わせ（事前同行及び下見を含む）等を行った場合の実費弁償費は無償とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

協力会員登録申請書

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 様

（福）精華町社会福祉協議会が実施する事業の協力会員として次のとおり登録申請いたします。

フリガナ 氏 名		男 ・ 女	昭・平 年 月 日 () 歳
住所			
TEL ・ FAX	(自宅)	(携帯)	
登録する事業			
活動できる 曜日			
活動できる時 間帯			
資格の有無	有 () ・ 無		
口座振込先	金融機関名	銀行	支店
	口座番号 普通・当座 名義人 (ふりがな)		

登録番号

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
別記様式第2号（第5条関係）

精社協地発第 号
年 月 日

様

（福）精華町社会福祉協議会
会 長

協力会員登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった協力会員登録について、下記のとおり登録しましたので、通知します。

なお、下記の内容に変更が生じた場合は本会までご連絡ください。

登録番号	
氏 名	
住 所 電話番号	
登録する事業	
活動できる 曜日	
活動できる 時間帯	
資格の有無	

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

（福）精華町社会福祉協議会

協力会員派遣依頼書

下記のとおり、依頼しますのでよろしくお願いいたします。

依頼する事業	
依頼者または 依頼団体	
依頼内容	
依頼日時	
注意事項	
依頼者の 緊急連絡先	
備考	

別記様式第4号（第5条関係）

協力会員更新申請書

年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 長谷川 悟 様

（福）精華町社会福祉協議会が実施する事業の協力会員として次のとおり更新申請いたします。

フリガナ 氏 名		男 ・ 女	昭・平 年 月 日 () 歳
更新する事業			
登録番号			

変更のある方のみご記入下さい

住所		
TEL ・ FAX	(自宅)	(携帯)
資格の有無	有 () ・ 無	

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

別表（第8条関係）

協力会員の実費弁償費については、次のとおりとする。

事業名称	実費弁償費
精華町外出支援サービス事業 精華町障害児者移送サービス事業 (第2条第1号・第2号)	1,000円/1時間 以後30分ごとに500円加算
高齢者ふれあいサロンへの派遣 (第2条第3号) 精華町介護予防事業 (第2条第4号) 第1条の目的を達成するための事業 (第2条第5号)	看護師 1,400円/1時間 以後30分ごとに700円加算
	音楽療法士・管理栄養士・ 歯科衛生士等 1,000円/1時間 以後30分ごとに500円加算
	上記以外の協力会員 900円/1時間 以後30分ごとに450円加算
	サロンに関わる資料作成 などの準備 500円/1日